

部会で出された主なご意見と区役所の対応・考え方（令和7年度第1回）

番号	意見	区役所の対応・考え方		担当課
		当日の回答	補足等	
1	・港区におけるヤングケアラーの現状はどうか？ （把握できている人数、小学生もいるのか、男女の比率、事例など。）	・個人情報に関することなのでお話できることに限りがあるが、港区として把握している人数は10～15人の間、小学生もいる。男女はどちらかに偏っているということはない。 ・事例としては、例えば保護者が外国につながりある方で子どもが通訳に駆り出されるケース、幼いきょうだいの世話をするために学校を休ませるケースなどがある。	同左	保健福祉課（保健・子育て支援）
2	・ヤングケアラーはどのように把握されているのか？	・「こどもサポートネット事業」として、区役所と各学校間において、福祉的課題のある児童生徒のスクリーニング会議を行っており、そこで得た情報をもとに、スクールソーシャルワーカーが把握するケースがある。 ・また、児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」において、ヤングケアラーにも該当することが判明するケースや、生活保護のケースワーカーからの報告により判明するケース等もある。	同左	
3	・ヤングケアラーへの支援は、どのようなことをしているのか？	・ヤングケアラーへの支援は個々の状況によって様々であるが、先ほど申し上げた外国につながるのある保護者の通訳の事例であれば、大阪市では通訳派遣事業があり、また、幼いきょうだいの世話で学校を休む事例であれば、ヘルパー派遣事業を検討する等が支援の例としてある。	同左	
4	・こどもサポートネットのスクリーニングの説明を聞いて、教職員への負担を改めて認識した。 ・教職員や地域の大人が気づくことも一つの手手段だが、例えば、介護でサポートが必要な方や、依存症等の治療を受けている方などの世帯で、児童がヤングケアラーに該当しないか、こうした医療機関や介護関係など、公的なところからアプローチすればどうか。	・ご指摘のとおり、医療機関や介護関係におけるヤングケアラーの認知度向上は重要と考えている。 ・そのため、「港区在宅医療介護連携推進事業」という事業において、医療・介護・福祉専門職を対象とした講演会や事例検討会等を行い、ヤングケアラーの認知度向上を進めているところである。 ・ケアマネジャーや訪問看護事業者をはじめ、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターなど、直接家庭を訪問して気づくことができる機関との連携は非常に重要であると考えているため、今後も連携を図ってまいりたい。	同左	